

議案第 4 2 号

大口町印鑑条例の一部改正について

大口町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 6 月 5 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の一部改正及び外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）の廃止に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町印鑑条例の一部を改正する条例

大口町印鑑条例（昭和51年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されているものとする。

第4条第4項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第5条第2項第2号中「氏名」を「氏名又は通称」に、「表わして」を「表して」に改め、同項第5号中「表わし」を「表し」に改め、同条に次の1項を加える。

3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第3号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第11条第1項第1号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第14条第1項中「転出、死亡、又は氏名を変更したこと」を「転出したこと、死亡したこと、氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したこと又は外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「、氏名」の次に「、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」を加える。

第14条第2項中「転出又は死亡の場合」を「転出したとき、死亡したとき又は外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 町長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、登録の抹消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

3 町長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

大口町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 <u>印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されているものとする。</u></p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 <u>印鑑の登録を受けることができる者は、次に掲げる者とする。</u></p>
<p>2 略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(1) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>(2) <u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本町の外国人登録原票に登録されている者</u></p> <p>2 略</p> <p>(印鑑の登録)</p>
<p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 町長は、登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請したときは、次に掲げる文書のうち、いずれかのものの提示によって、第1項の規定による確認をすることができる<u>と認めるときは、第2項の規定による確認は省略することができる。</u></p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証<u>又は</u>身分証明書であって、本人の写真を貼付したもの</p> <p>(2) 現に印鑑の登録を受けている者により、印鑑登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面</p>	<p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 町長は、登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請したときは、次に掲げる文書のうち、いずれかのものの提示によって、第1項の規定による確認をすることができる<u>と認めるときは、第2項の規定による確認は省略することができる。</u></p> <p>(1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって、本人の写真を貼付した<u>もの又は外国人登録証明書</u></p> <p>(2) 現に印鑑の登録を受けている者により、印鑑登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面</p>
<p>5 略</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭</u></p>	<p>5 略</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又</u></p>

新	旧
<p><u>和42年政令第292号）第30条の2第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他<u>氏名又は通称</u>以外の事項を<u>表しているもの</u></p> <p>(3) ゴム印、その他の印鑑でその形態が変形しやすいもの</p> <p>(4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>(5) 印影を鮮明に<u>表し</u>にくいもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと町長が認めたもの</p> <p>3 <u>町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p>	<p><u>は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格、その他<u>氏名</u>以外の事項を<u>表わしているもの</u></p> <p>(3) ゴム印、その他の印鑑でその形態が変形しやすいもの</p> <p>(4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>(5) 印影を鮮明に<u>表わし</u>にくいもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと町長が認めたもの</p>
<p>(登録事項)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録の年月日</p> <p>(3) 氏名<u>（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）</u></p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p>(5) 住所</p> <p><u>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ</u></p>	<p>(登録事項)</p> <p>第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録の年月日</p> <p>(3) 氏名</p> <p>(4) 出生の年月日</p> <p>(5) 住所</p>

新	旧
<p><u>表記又はその一部を組み合わせたもので表 されている印鑑により登録を受ける場合に あつては、当該氏名のカタカナ表記</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に 登録されている印影の写し（印鑑登録原票に 登録されている印影を光学画像読取装置（こ れに準ずる方法により一定の画像を正確に読 み取ることができる機器を含む。）により読 み取って磁気テープに記録したものに係るプ リンターからの打出しを含む。次項において 同じ。）について証明するものとし、併せて 次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名 <u>（外国人住民に係る住民票に通称が 記録されている場合にあっては、氏名及び 通称）</u></p> <p>(2) 出生の年月日</p> <p>(3) 住所</p> <p><u>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票 の備考欄に記録されている氏名のカタカナ 表記又はその一部を組み合わせたもので表 されている印鑑により登録を受ける場合に あつては、当該氏名のカタカナ表記</u></p>	<p>2・3 略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に 登録されている印影の写し（印鑑登録原票に 登録されている印影を光学画像読取装置（こ れに準ずる方法により一定の画像を正確に読 み取ることができる機器を含む。）により読 み取って磁気テープに記録したものに係るプ リンターからの打出しを含む。次項において 同じ。）について証明するものとし、併せて 次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 出生の年月日</p> <p>(3) 住所</p>
<p>2・3 略</p> <p>(印鑑の登録の抹消)</p> <p>第14条 町長は、印鑑の登録を受けている者 が<u>転出したこと、死亡したこと、氏名、氏若 しくは名（外国人住民にあつては、通称又は 氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したこ と又は外国人住民が法第30条の45の表の 上欄に掲げる者でなくなったこと（日本の国 籍を取得した場合を除く。以下同じ。）、そ の他その者に係る当該印鑑の登録を抹消すべ き事由が生じたことを知ったときは、職権で 当該印鑑の登録を抹消するものとする。ただ し、氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、</u></p>	<p>2・3 略</p> <p>(印鑑の登録の抹消)</p> <p>第14条 町長は、印鑑の登録を受けている者 が<u>転出、死亡、又は氏名を変更したこと、そ の他その者に係る当該印鑑の登録を抹消すべ き事由が生じたことを知ったときは、職権で 当該印鑑の登録を抹消するものとする。ただ し、氏名を変更した場合において、登録され ている印影を変更する必要のないときは、こ の限りでない。</u></p>

新	旧
<p>通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した場合において、登録されている印影を変更する必要のないときは、この限りでない。</p> <p>2 町長は、<u>転出したとき、死亡したとき又は外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき</u>を除くほか、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を印鑑登録抹消通知書により、当該印鑑の登録を受けていた者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>2 町長は、<u>転出又は死亡の場合</u>を除くほか、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を印鑑登録抹消通知書により、当該印鑑の登録を受けていた者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p>

改正要旨

1 改正の目的

平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部改正が施行され、外国人登録法は廃止されることにより、一定の要件を満たす外国人住民に住民基本台帳法が適用されることとなるため、印鑑条例について所要の改正を行います。

2 改正の概要

(1) 第2条（登録資格）

外国人登録法の廃止に伴い、印鑑の登録を受けることができる者を「住民基本台帳に記録されているもの」とします。

(2) 第4条（登録）

外国人登録法の廃止に伴い、本人確認できる文書を「官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、本人の写真を貼付したもの」とします。

(3) 第5条、第6条及び第11条（登録印鑑、登録事項、印鑑登録証明書）

外国人住民の住民票に通称が記録されている場合及び非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄にカタカナ表記の氏名が記録されている場合の印鑑、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の取扱いについては、次のとおりとします。

ア 印鑑を氏名、氏、名、通称若しくはカタカナ表記の氏名又はその一部を組み合わせたもので表すことができます。

イ 印鑑登録原票に氏名のほか、通称及びカタカナ表記の氏名を登録します。

ウ 印鑑登録証明書に氏名のほか、通称及びカタカナ表記の氏名を記載します。

(4) 第14条（登録の抹消）

町長が職権で印鑑の登録を抹消する事由に、印鑑登録者が外国人住民でなくなったとき（日本国籍を取得した場合を除く。）を加えます。

また、外国人住民でなくなったことにより職権で印鑑登録の抹消をした場合には、その旨を通知しないものとします。

参 考

1 住民基本台帳法の一部改正等について

平成24年7月9日の住民基本台帳法の一部改正により、一定の要件を満たす外国人住民に住民基本台帳法が適用され、住民票が作成されます。外国人住民に関する改正点の主なものは、次のとおりです。

(1) 外国人住民票の作成対象者

中長期在留者（在留カード交付対象者）

※短期滞在者や3か月以下の在留期間の者等は対象外

特別永住者 など

(2) 外国人住民票の記載事項（日本人との違い）

氏名（アルファベット表記、漢字圏の者は漢字氏名、通称）、生年月日（西暦）、国籍等、在留資格、在留期間等

※非漢字圏の者のカタカナ表記の氏名がある場合は、備考欄に記載

(3) 在留カード等

外国人登録証明書は廃止され、代わって中長期在留者に在留カード、特別永住者に特別永住者証明書が交付されます。

(4) 居住地の届出

居住地を定めたときは、該当の市町村に入国の際に交付される在留カードを持って届出をしていただきます。また、居住地を変更する場合は、変更後の該当市町村への届出だけでよかったものが、日本人と同様にそれぞれ該当の市町村に転出、転入の届出を行う必要があります。